

町田市トライアスロン連合規約

第1章 総則

第1条 本連合は、町田市トライアスロン連合と称する。

第2条 本連合の事務局を町田市の理事長宅に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本連合は、水泳・自転車・ランニングの複合競技であるトライアスロンおよび関連複合競技を通じて、本連合に加盟する会員間の親睦を計りながらお互いの切磋琢磨によって健康増進と体力増強に努めるとともに、町田市民の体力の向上を計り社会振興に寄与することを目的とする。

第4条 本連合は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 町田市のスポーツ振興に関する協力
2. 同一目的を有する他団体との交流
3. 講習会、記録会、練習会、研修会の開催
4. 競技会の開催
5. その他、本連合の目的達成に必要な事業の実施

第3章 組織

第5条 本連合は、市内のトライアスロン愛好者を統轄し、且つこれを代表する団体であって、次の会員で組織を構成する。但し、本連合が会員として必要と認めたものについてはこの限りではない。

1. 日本トライアスロン連合に加盟(JTU登録)し、市区団体に町田市を選択した者
2. 市内に在住・在勤・在学の者およびトライアスロン競技に関わる主たる活動の場を市内に置く者で、第3条の目的に賛同する者

第4章 役員

第6条 本連合に次の役員を置き、役員は総会で選出する。ただし、会計・監事は理事会で選出する。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 理事長 1名
4. 副理事長 1名
5. 理事 若干名
6. 会計 1名
7. 監事 1名

第7条 役員の仕事は次の通りとする。

会長は、本連合を代表し会務を統括する。

副会長は、会長を補佐し会長に事故があった時はその職務を代行する。

理事長は、理事会を代表し会務を処理する。

副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故があった時はその職務を代行する。

理事は、理事会の構成員として会務を分担執行にあたる。

会計は、本連合の会計業務を行う。

監事は、本連合の会計監査を行う。

第8条 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

第5章 会議

第9条 本連合は、総会での決定を最高決議とし、議決は出席者の過半数を以て決する。

第10条 本連合の総会は定時総会及び臨時総会とし、理事長がこれを招集する。

定時総会は原則として毎年4月に開催し、臨時総会は随時必要に応じて開催する。

書面を以て決議権の委任をした場合は出席とみなす。

可否同数の時は、議長がこれを決する。

第11条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、毎月定期的に行き開催し会務を処理する。また、随時必要に応じて臨時理事会を開催することができる。

理事会は構成員の過半数の出席により成立し、議決は出席者の過半数を以て決する。

第6章 会計

第12条 本連合の経費は、補助金、事業収入、その他の収入を以てあてる。

第13条 本連合の会費は会員からは徴収しない。

但し、日本トリアスロン連合会員登録(町田市)の登録数に応じて、補助金が東京都トリアスロン連合より本連合に支払われる。

第14条 本連合の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第15条 本連合の決算は、年度終了後1ヶ月以内に監事の監査を経て、総会の承認を求めるものとする。

第7章 入会及び脱会

第16条 本連合への入会及び脱会に際しては、理事会の承認を得るものとする。

第8章 附則

第17条 この規約に定めるもののほか、本連合の運営について必要な事項は理事会の議決を経て、会長がこれを別に定めることができる。

第18条 本規約は、1998年5月26日から施行する。

改訂履歴

1998年5月26日制定

2000年4月1日改定

2002年5月26日改定

2023年6月29日改定